

別記 3

荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援

第 1 趣旨

有機農業を実施している認定農業者等のうち規模拡大の意向のある者及び新規で有機農業を実施しようとする認定農業者等を対象に、荒廃農地等の再生等によって生産農地を確保するための取組に対して支援を行う。

第 2 定義

荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援事業（以下「本事業」という。）における用語の定義は、次のとおりとする。

1 有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号。）に定められた水準で取り組まれる農業のこと。

2 有機 JAS 認証

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき、有機農産物の日本農林規格又は有機飼料の日本農林規格（箇条 3. 10 に規定する有機飼料用農林産物を生産する場合に限る）に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定し、事業者が得られる証明のこと。

3 認定農業者等

認定農業者等とは、以下のいずれかに該当するものとする。

（1）認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）12 条の 1 に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体、又は基盤強化法第 23 条の 4 に規定する特定農業法人

（2）認定新規就農者

基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体

（3）地域計画に位置付けられた農業者

基盤強化法第 19 条の 1 に基づき、市町村が策定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた経営体

（4）基本構想水準到達者

年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条の 1 に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している
とみなせる経営体

（5）集落営農経営

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営

ア 基盤強化法第 23 条の 4 に規定する特定農業団体

イ 複数の農業者により構成される農作業受委託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

4 再生作業

賃借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う障害物除去、深耕、整地及び土壌改良をいう。

5 遊休農地

農地法第 30 条に基づく「利用状況調査」の結果、同法第 32 条第 1 項各号に該当する農地をいう。

第 3 事業の実施方針

本事業は、地域の実情に応じつつ、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

なお、この場合において、県及び市町村は、それぞれの事業間の相互関連に十分配慮し、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第 4 交付対象者

本事業における補助金の交付対象者は、茨城県内に所在する有機 JAS 認証取得面積の拡大意向のある認定農業者等又は有機 JAS 認証の取得により営農活動に有機農業を取り入れることを目的とした認定農業者等（以下「事業実施主体」という。）とする。

第 5 対象農地

本事業における対象となる土地は、県内の農地であって、原則、遊休農地（事業実施年度の利用状況調査で判定見込みの農地も含む。）とする。

第 6 交付対象となる経費の範囲

この事業において、交付対象となる経費は、第 5 に規定する対象農地の再生作業のうち、樹木の抜根等の重機を用いた作業を伴わない場合は 1、樹木の抜根等の重機を用いた作業を伴う場合は 1 及びこれと併せて必要となる 2 のとおりとする。また、交付対象となる経費のうち、資材費及び委託費については、1 件が 10 万円以上となる場合において、原則 2 者以上の見積を徴取するものとする。

なお、各費目の内容は下表のとおりとする。

費目	内容
資 材 費	再生作業に使用した機械の燃料代及びその他消耗品代、ほ場の土壌改良のための資材費及び緑肥作物の種子代
機械経費	自主施工の場合は機械損料、リースの場合はリース代
工事雑費	再生作業に係る保険料等
委 託 費	再生作業に係る委託費等、再生作業によって生じた廃棄物の処分料
労 務 費	荒廃農地等の再生整備に係る者の人件費

1 荒廃農地等の再生整備

(1) 障害物除去、深耕及び整地（客土を伴う整地や、暗渠排水工事等を伴うものは除く。）等に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託費並びに労務費（事業実施主体自らが再生作業を行う際に発生する労務費を含む。）

(2) 再生作業と併せて行う土壌改良（有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）に必要な資材費

- 2 樹木の抜根等の重機を用いた作業を伴う荒廃農地等の再生整備
樹木の抜根等の重機を用いた作業に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託費及び労務費

第7 補助対象経費及び補助率

- 1 第6に規定する経費及びこれに対する補助率は、以下に定めるものとする。

補助対象経費	補助率	補助額
1 荒廃農地等の再生整備 (1) 障害物除去、深耕、整地（客土を伴う整地や、暗渠排水工事等を伴うものを除く。）等に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託費、労務費（事業実施主体自らが再生作業を行う際に発生する労務費を含む。） (2) 再生作業と併せて行う土壌改良（有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）に必要な資材費	1／2 以内	上限 10 万円／10a
面積の合計が 1ha を超える場合	2／3 以内	上限 15 万円／10a
2 樹木の抜根等の重機を用いた作業を伴う荒廃農地等の再生整備 樹木の抜根等の重機を用いた作業に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託費、労務費	1／2 以内	上限 15 万円／10a
面積の合計が 1ha を超える場合	2／3 以内	上限 20 万円／10a

- 2 事業実施主体が自ら再生作業を実施する場合において、補助対象経費は、国及び県で定める機械損料単価や労務単価を上限単価として設定する。
- 3 事業費及び補助額については、原則 1 筆ごとに算出するものとする。ただし、2 筆以上の農地が一体的に荒廃しており、1 筆ごとの事業費算出が困難な場合に限り、2 筆以上の農地を合算して事業費及び補助額を算出することを認めるものとする。
- 4 荒廃農地等の再生に係る市町村単独補助を活用する場合には、当該市町村単独補助額と本事業の補助額の合計が事業費を超えない範囲で認めるものとする。

第8 採択要件

- 1 事業実施主体は、再生した農地において、新たに有機農業に取り組み、事業実施3年後までに、有機 JAS 認証を取得すること。
なお、再生した農地の面積と原則、同面積で有機 JAS 認証を取得することとする。
- 2 本事業の実施により、原則、事業実施主体の有機 JAS 認証取得面積が事業実施前年度より 5 %以上増加することが見込めること。
- 3 事業実施主体の目標年次における有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること。
- 4 事業実施主体は、対象農地の再生作業を事業実施年度の 4 月 1 日以降に着手し、事業実施年度末日までに完了すること。また事業実施主体は、再生作業実施時には当該

農地を再生する権利を有していること。

- 5 農地の所有者と事業実施主体が異なる場合は、事業実施主体が貸借権の設定等によって、当該農地を耕作する権利等を有していること。
- 6 県が設置した「いばらきオーガニック生産サブネットワーク」に参加するとともに、県が実施する有機農業実態調査に協力すること。

第9 採択基準

本事業の採択に当たっては、農林事務所長（以下「交付決定者」という。）が令和7年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項（以下「交付等要項」という。）及び本別記に照らして適正であること及び効果的・効率的な事業実施の観点から、再生面積の大きい者から順に審査を行い、採択するものとする。

なお、予算の残額が要望額に満たない場合は、補助額を減じて採択することができるものとする。

第10 事業の実施手続等

1 事業実施主体が交付決定者へ提出する文書の提出方法

事業実施主体が提出する様式等は、再生しようとする農地が所在する市町村（以下「経由市町村」という。）の長が必要な指導及び調整を行うとともに、記載内容や必要書類等について本別記に定める要件に合致していることを確認の上、当該経由市町村の長から交付決定者に提出するものとする。

2 事業実施計画の作成

- （1）本事業を行おうとする事業実施主体は、経由市町村に対し事前相談を行うこと。経由市町村は、本別記等に照らし、妥当と認める要望について、県が別に行う本事業の要望調査により、交付決定者に報告するものとする。
- （2）交付決定者は、管内市町村の要望をとりまとめ、知事に提出するものとする。また、要望を調査に記載された事業実施主体に対し、経由市町村を通じて、事業実施計画の作成及び提出期限を通知するものとする。
- （3）事業実施主体は、別記3別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、（2）で定める期限までに、別記3別紙様式第1号により、経由市町村の長へ提出するものとする。
- （4）経由市町村の長は、事業実施主体から（3）の事業実施計画書の提出があった場合には、必要な指導及び調整を行うとともに、記載内容や必要書類等について本別記に定める要件に合致していることを確認の上、適当であると認める時には、事業実施主体からの要望を別記3別紙様式第2号によりとりまとめ、交付決定者に提出するものとする。
- （5）交付決定者は、（4）により提出された事業実施計画について、本別記に照らして適正であること及び効果的・効率的な事業実施方法等が選択されているかについて確認を行い、適切と認めた場合は、これを承認し、その旨を事業実施主体（別記3別紙様式第3号）及び経由市町村の長（別記3別紙様式第4号）へ通知するものとする。また、事業実施主体に承認の通知を発出した場合は、遅滞なく知事に報告するものとする。
- （6）事業実施計画における重要な変更については、（3）から（5）に準じて手続きを行うものとする。なお、重要な変更とは以下のアからエまでのとおりとする。

- ア 事業実施主体の変更
- イ 事業の中止又は廃止
- ウ 補助対象経費の30%を超える増減
- エ 県補助金の増又は30%を超える減

第11 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として、交付決定者からの補助金の交付決定に基づき行うものとする。
ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に事業着手が必要な場合において、事業実施主体は、経由市町村を通じて、交付決定前着手届（別記3別紙様式第5号）を交付決定者に提出するものとする。
- 2 前項ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 3 事業実施主体は、第1項ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう努めるほか、着手後においても、本事業が適正に行われるようにしなければならない。
- 4 交付決定者は、事業実施主体から1のただし書による交付決定前着手届を受理したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

第12 実績報告

本事業の実績の報告は、令和7年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項（以下「交付等要項」という。）第14条に定めるところによるものとする。なお、実績報告書を提出する場合は、別記3別紙様式第6号から第9号を添付するものとする。ただし、再生作業の全てを委託により実施した場合は、別記3別紙様式第6号及び8号を添付するものとする。

第13 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度まで毎年度、当該年度における事業成果を別記3別紙様式第10号により交付決定者に報告するものとする。なお、報告に当たっては、毎年度、当該年度の翌年度の5月末日までに、経由市町村の長を通じて交付決定者に提出するものとする。

なお、当該報告書を受理した交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

2 事業成果の評価及び改善措置の指導等

交付決定者は、事業実施主体から、1の規定による成果目標等の達成状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

第14 効果的な事業の実施及び適切な執行の確保

- 1 知事及び交付決定者は、事業の効果的かつ適切な実施のため必要があると認めると

きは、本別記及び交付等要項の執行に必要な限度において、経由市町村を通じて、事業実施主体に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導及び助言を行うことができる。

- 2 知事及び交付決定者は、経由市町村を通じて、事業実施主体に対し、事業の効果等を検証することを目的として、必要な資料の提供、調査、報告その他協力を求めるとともに、必要な措置を講ずることができる。

第 15 補則

本事業の実施につき必要な事項は、この別記に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。